

パラナ州の新型コロナウイルス対策措置（マスク着用の義務化）

2020年4月16日

【ポイント】

- 4月16日、クリチバ市は公共スペースや商業スペースなどにおけるマスクの着用を義務とする政令を発表しました。
- ロンドリーナ市やフォスドイグアス市、カンポラルゴ市、カスカベル市などにおいても同様の措置が講じられています。

【本文】

1 4月16日、クリチバ市は公共スペースにおけるマスクの着用を義務とする政令を発表しました。一般商店やレストランなどの商業スペース、バスやタクシー、配車サービス等利用する場合もマスクの着用が義務となります。同政令は、4月17日から効力が発生し、状況に応じて改定することとしています。

2 マスク非着用を理由とした罰則規定は具体的には定められていませんが、非着用を理由として商業施設への立ち入りや、公共交通機関の利用を拒否される可能性があります。

3 パラナ州内においては、クリチバ市の他にもロンドリーナ市やフォスドイグアス市、カスカベル市カンポラルゴ市などにおいても同様の措置が講じられています。

4 クリチバ市は、4月17日より一般商業活動の再開について、一定の諸条件を満たすこと条件に認める政令を発表しました（ショッピングセンターやスポーツジムなどの施設については閉鎖措置を継続）。

〈再開のための主な諸条件〉

- ・店内の人口密度は9平方メートルに1人とする（従業員も含む）。
- ・商業施設の出入り口において、来客数をコントロールする。
- ・人と人の間隔は1.5m以上とるようにする。レジや店外で順番待ちをする場合も同様。
- ・商業施設の出入り口に、消毒用アルコールを設置する。
- ・スーパーマーケットなどでの買い物は、人の密集を避ける観点から、原則、一家族一人で実施するべき。

5 4月16日時点で、パラナ州における新型コロナウイルスの感染状況は以下のとおりです。（パラナ州保健局発表）

- ・パラナ州合計：832名（死亡者41名）
 - クリチバ市：320名（死亡者8名）
 - ポンタグロッサ市：6名（死亡者0）
 - ロンドリーナ市：74名（死亡者4名）
 - マリンガ市：32名（死亡者5名）
 - フォスドイグアス市：36名（死亡者0）
 - カスカベル市：59名（死亡者2名）

その他都市の状況については、以下URLをご参照ください。

【パラナ州保健局サイト】

<http://www.saude.pr.gov.br/modules/conteudo/conteudo.php?conteudo=3507>

6 パラナ州保健局の発表によれば、パラナ州における新型コロナウイルス感染症のピークは4月下旬から5月上旬頃になるとの予測がされています。引き続き関連情報を収集し、感染予防に努めてください。

7 万が一、医療機関等に隔離され、援護が必要な場合は大使館までご連絡ください。

(問い合わせ先)

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp

在ポルトアレグレ領事事務所

－電話：51-3334-1299

－e-mail：cjpoa@c1.mofa.go.jp